

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年九月一日から適用する。ただし、同年八月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 骨充填用スぺーサー</u> 3,400円</p> <p>065～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 血管内異物除去用カテーテル</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 大血管用ローテーションシース</u> 263,000円</p> <p>(9)～(22) (略)</p> <p>134～200 (略)</p> <p><u>201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム</u> 493,000円</p> <p>III～VIII (略)</p> <p>IX 経過措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>065～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 血管内異物除去用カテーテル</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9)～(22) (略)</p> <p>134～200 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>III～IX (略)</p> <p>IX 経過措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材</p>

料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

(略)		
112 (略)	(略)	(略)
120 <u>生体弁</u> (3) <u>異種心膜弁(Ⅱ)</u> (承認番号) <u>22900BZX00053000</u>	<u>平成30年9月1日から</u> <u>平成32年3月31日まで</u>	<u>984,000円</u>
130 (略)	(略)	(略)
(略)		

(3) (略)

料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

(略)		
112 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
130 (略)	(略)	(略)
(略)		

(3) (略)